入札の際に必要なもの

１　個人として入札する場合

（１） 本人 （登記名義人となるべき方）が入札する場合

イ　印鑑（認印で可）

（２） 代理人が入札する場合

イ　委任状

ロ　受任者（入札に来られる方）の印鑑（認印で可）

２　法人として入札する場合

（１） 代表権を有する方が入札する場合

イ　代表印

（２） 代表権を有しない方が入札する場合

イ　委任状

ロ　受任者（入札に来られる方）の印鑑（認印で可）

３　小郡市農業委員会が発行する「買受適格証明」

※令和8年12月18日（金）までに手続きが必要です。

留　意　事　項

1　あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上で入札してください。
2　公売当日は午前10時までに入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。
3　公売公告の条件に違反した場合、又は国税徴収法92条及び108条の規定に該当する方は、入札者又は買受人となること、もしくは公売会場に入ることができません。
4　見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
5　小郡市は引渡しの義務及び瑕疵担保責任を負いません。公売財産の権利移転の時期は買受代金完納の時です。
したがって、代金完納後は買受人の所有となり、財産の毀損焼失等による損害の負担は買受人が負います。
6　公売財産の権利移転には登記を要しますので、買受人は買受代金納付の際、登録免許税に相当する収入印紙もしくは現金の領収証書（登録免許税法第23条）を提出してください。
7　買受人が買受代金を納付するときまでに滞納税額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後でも公売を取消すべき理由があるときは公売を取消します。
8　次順位買受申込者制度があります。なお、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
9　最高価申込者の決定
　イ） 最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。
　ロ） 次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。